

平成22年6月3日 制定
平成29年3月30日 一部改正
令和4年4月1日 一部改正

工事成績採点表 考查項目別運用表

令和4年

茅野市

工 事 成 績 採 点 表

評定

工 事 名												履行場所												契約金額（最終）																	
受 注 者 名						工期（最終）		～						しゅん工年月日								検査年月日																			
考査項目	細 別	①監督員										②工事担当係長								中間検査員（原則、評定なし）										③しゅん工検査員											
		職	0			氏名	0					職	0			氏名	0					職	0			氏名	0					職	0			氏名	0				
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e									
1. 施工体制	I. 施工体制一般						+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																														
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																																			
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10												+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15										
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10						+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																							
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10						+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																							
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																																			
3. 出来形 及び 工事全般	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0												+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20										
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0												+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20										
	III. 工事全般																	+5.0		+2.5		0	-5.0		+10		+5.0		0	-5.0											
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2											+20.0 ～ 0																													
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3						+7.0 ～ 0																																		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等											+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																									
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		± 点					± 点					± 点								± 点					± 点																
		± 0 点																																							
評定点（65点±加減点合計） ※1		65 点										65 点								点					65 点																
評定点（上記×配分率） ※1		①：上記×0.4＝ 26 点										②：上記×0.2＝ 13 点								③：上記×0.2＝ 点					④：上記×0.4(※)＝ 26 点																
評定点計 ※6		65 点										○中間検査がなかった場合：（ + ② + ④ ○中間検査があった場合：（ + ② + ③ + ④										◇中間検査を行った場合は0.2																			
7. 法令遵守等 ※7												－ 点																													
評定点合計 ※8		○評定点計（ 65 点）－法令遵守等（ 0 点）＝ 65 点																																							
8. 総合評価	履行確認 ※9																																								
備 考 ※5 (所見や気づき、特筆すべき事項があれば記載)																																									

※1

65点 + 1. ～3. の評定（加減点合計） + 4. ～6. の評定（加点点合計） = 評定点

各評定点（①～④）は小数第1位まで記入する。

※2

工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。

評価に際しては、工事担当係長等が評価するものとする。

※3

創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4

4. , 5. , 6. は加点点評価のみとする。また、法令遵守は、減点点評価のみとする。

※5

備考欄は、所見や気づき、特筆すべき事項があれば記載する。

※6

中間検査員は原則として評定は行わない。例外的に中間検査において評定を実施する場合は、配分率が変わるので注意すること。

※7

法令遵守等の評価は、工事担当係長等が行う。

※8

評定合計は、四捨五入により整数とする。

※9

総合評価は、価格以外の評価項目の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の事項に該当しない	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ （重要な変更が生じた場合、都度、変更施工計画書が提出されている。） ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ （元請が下請の作業成果を検査している。） ☐ 下請負人等一覧表が提出されている。 ☐ 下請契約書、委託契約書の写し（特に座席の運搬処分は要確認）が、施工体制台帳に添付されている。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図と現場施工体制が一致している。 ☐ 下請業者に建退共や中退共の加入状況を確認し、必要な共済証紙を購入していることが確認できる。 ☐ （緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。） ☐ 請負代金500万円以上の建設リサイクル法対象工事において、下請業者に告知していることが施工体制台帳から確認できる。 ☐ 請負代金500万円以上の工事において、コリンズ登録している。 ☐ その他（理由： _____）			☐ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・b 評価値が80%未満・・・・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
	II. 配置技術者 （現場代理人等）	a	b	c	d	e
		☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の事項に該当しない	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		「評価対象項目」 【全体を評価する項目】（通知書に記載されていない者が配置されている場合はチェックしないこと） ☐ 通知書にある現場代理人及び配置技術者が、現場に配置されている。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、速やかに監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督員への報告や立会依頼を適時、的確に行っている。 ☐ 現場代理人が公共工事の事務手順（現場必携）を理解している。 ☐ 書類不備等に対する監督員の指摘がなかった。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ （施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。） ☐ （設計図書と現場との相違があった場合は、明確な根拠に基づいて技術的提案をしている。） ☐ 工事全般に関し、技術的な監理・指導を行っている。 ☐ 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 ☐ その他（理由： _____）			☐ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・b 評価値が80%未満・・・・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の事項に該当しない	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 ☐ 施工図作成にあたり、関連工事と遅延なく調整が図られている。 ☐ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 一工程の施工の検査・確認の報告が適時行われている。 ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 使用する建築材料・設備機器の調達の計画及び搬入後の保管方法が適切である。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。（足元に何かあって、転倒のおそれがないか） ☐ 社内検査が計画的に行われている。 ☐ 独自のチェックリスト等の管理基準により管理されている。 ☐ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。⇒工事打合せ書類等の工事記録の整備が適切に行われている。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ その他（理由：_____）			☐ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・b 評価値が80%未満・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
	II. 工程管理	a ☐ 適切である	b ☐ ほぼ適切である	c ☐ 他の事項に該当しない	d ☐ やや不備である	e ☐ 不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ 週間工程表等の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ （現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。） ☐ （工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。） ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理をおこない、工程の遅れが無い。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 工事開始時間、終了時間が施工計画書のとおりである。 ☐ 近隣住民との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 ☐ その他（理由：_____）			☐ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・b 評価値が80%未満・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の事項に該当しない	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		「評価対象項目」 ☐ （災害防止協議会等を1回／月以上行っている。） ☐ 安全教育又は安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ 新規入場者教育を実施している。 ☐ KYK（危険予知活動）又はTBM（ツールボックスミーティング）を実施している。 ☐ 作業員の服装、保安帽の着用、保護具の使用が適切である。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 具体的な過積載防止方法が、施工計画書に記載されている。 ☐ 現場において、具体的な過積載防止の取り組みがあった。 ☐ 歩行者用通路を確保している。 ☐ 資材や重機の搬出入や車両の出入りの際、誘導員を配置している。 ☐ （掘削に対する安全対策（勾配確保、土留設置等）が適切である。） ☐ 第三者に対する安全対策、注意標識の掲示が適切である。 ☐ （地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。） ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e
		☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の事項に該当しない	☐ やや不備である	☐ 不適切である
		「評価対象項目」 ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 近隣住民や地主との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ （関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。） ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき ☐ 行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき ☐ 行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき ☐ 行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 ☐	☐ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		【ばらつきの判断は別紙－４参照】 ①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める出来形管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする ⑤工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。 ※ばらつき評価ができない測定数１０点未満の場合は、右記『特例評価対象項目』により評価する。			『特例評価対象項目』 ☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足している。 ☐ 測定値全ての誤差が、その規格値の50％以内である。 ●測定数１０未満の場合の判断基準 評価項目が２項目・・・b 評価項目が１項目・・・c	

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	建築・機械・電気 共通	「評価対象項目」 ☐ 承諾図等が、設計図書を満足している。 ☐ 施工図等が、設計図書を満足している。 ☐ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ☐ 出来形の管理基準が適切にまとめられており、結果が良好である。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ （解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ その他（理由：_____）				
	※上記欄によらず、当該欄で評価	●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・b 評価値が80%未満・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
	細 別	a	b	c	d	e
	I. 出来形	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	上水道工事	「評価対象項目」 ☐ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ☐ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ☐ 地下構造物周辺の出来形を写真撮影している。 ☐ 埋め戻しが適切に行われたことが確認できる記録が整備されている。 ☐ 土被りが確認できる記録が整理されている。 ☐ 弁類が適切に設置されている。 ☐ 表函のねじ機構による調整をしていない。 ☐ 埋設物標識杭が適切な位置に設置され、確認ができる。 ☐ ポリエチレンスリーブの施工が適切に行われている。 ☐ 舗装復旧において、既設舗装、表函との段差がなく、仕上がり状態が良い。 ☐ しゅん工図の提出前に自社チェックをした記録がある。 ☐ しゅん工図の記載事項に不注意ミスが無い。 ☐ しゅん工図の見栄えが良い。 ☐ その他（理由：_____）				
	※上記欄によらず、当該欄で評価	●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・b 評価値が80%未満・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行 ☐ われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行 ☐ われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行 ☐ われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		【ばらつきの判断は別紙－4参照】 ①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める品質管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ⑤ばらつき評価が適当でない場合は、下記評価項目により評価する。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。 ※ばらつき評価ができない測定数10点未満の場合は、右記『特例評価項目』により評価する。				『特例評価対象項目』 ☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足している。 ☐ 測定値全ての誤差が、その規格値の50%以内である。 ●測定数10未満の場合の判断基準 評価項目が2項目・・・b 評価項目が1項目・・・c

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	機械設備・電気設備 工事共通	「評価対象項目」 ☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 品質確認記録の内容が適切である。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ 機材及び施工の品質が良好である。 ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ その他（理由：_____）				
	※上記欄によらず、当該欄で評価	●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・b 評価値が80%未満・・・c			①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）	
	細 別	a	b	c	d	e
	Ⅱ. 品質	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	建築工事	「評価対象項目」 ☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 品質確認記録の内容が適切である。 ☐ 施工の各段階における完了時の品質が適切である。 ☐ （躯体工事における施工の品質が良好である。 ☐ （内外仕上げ工事における施工の品質が良好である。 ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ その他（理由：_____）				
	※上記欄によらず、当該欄で評価	●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・b 評価値が80%未満・・・c			①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が２項目以下の場合は c 評価とする。	

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	処分量や残存物の確認等が不適切 ☐ であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。		
	解体工事	「評価対象項目」				☐ 特定建設資材の再資源化等が不備である。		
	※上記欄によらず、当該欄で評価	☐ 施工計画書に定められた品質管理計画により管理されている。 ☐ 解体資材の再資源化、又は、リユースや有価物化に積極的に取り組んでいる。 ☐ 中間処理施設等への搬出状況について、写真などでの確認ができる。 ☐ 埋設物の撤去状況及び記録が適切である。 ☐ 工事場所周辺の家屋調査等の記録が整備されている。 ☐ 事前に解体物の材料についてアスベスト等の含有の有無の確認を行っている。 ☐ アスベスト含有建材の撤去にあたり必要な安全措置等を行っている。 ☐ 騒音・振動・粉じん防止等の措置が適切に行われたことが確認できる。 ☐ 特別管理産業廃棄物の現場保管が適切に行われている。 ☐ 埋め戻し材の品質が適切である。 ☐ その他（理由：_____）						
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c						
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						
	細 別	a	b	c	d	e		
	Ⅱ. 品質	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。		
	上水道工事※上記欄によらず、当該欄で評価	「評価対象項目」						
		☐ 監督員が実施する材料検査前に、自社検査が実施され記録が整理されている。 ☐ 材料検査で指摘事項がない。 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ 施工条件に適した方法で作業がおこなわれている。 ☐ 接合器材の管理・取扱が適切に行っていることが確認できる。 ☐ 接合結果が記録され、確認できる。 ☐ 管布設状況の記録がなされ、整理されている。 ☐ 切管の処理が適切に行われ、寸法値の確認ができる。 ☐ 構造物との離隔の写真が整備されている。 ☐ 給水管耐震継手の状況写真等で確認ができる。 ☐ 付属構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 ☐ 保護砂の転圧状況が確認できる。 ☐ 埋戻しの転圧状況が確認できる。 ☐ アスファルト加熱合材の温度管理を実施している。 ☐ 水圧試験用の機器が整備されており、円滑に水圧試験が実施できた。 ☐ 漏水が無く水圧試験が一回で合格した。 ☐ 埋設物の撤去状況及び記録がされている。 ☐ その他（理由：_____）						
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c						
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

考查項目別運用表

考 査 項 目	細 別	工 夫 事 項
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ I C T（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 ☐ 企業努力により、残土の有効利用先を確保した工事 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、P Cケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全バトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【その他】 ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____）
	記述評価 【Vマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点_____点 創意工夫の詳細評価

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。なお、該当があれば「その他」の項目を追加する。
 ※2. 評価は各項目において1つし点が付けられれば1点で評価し、最大7点の加点評価とする。
 ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
 ※4. 上記の考量項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、工事担当係長等が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

工事しゅん工書類の簡素化のため、必要以上の書類作成を理由に加点評価はしない。
簡素化の観点から、創意工夫の実施状況の受付は、1工事につき7項目を上限とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
		●評価対象項目 ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事を回避した。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 週休２日を確保する工程計画を立て、実現した。（※） ☐ 週休２日を確保する工程計画を立て、完全週休２日を実現した。（※） ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 ※ 週休２日相当を実現した場合は１項目、完全週休２日を実現した場合は２項目にチェックする。 用語の定義は、長野県の「施工者希望型週休２日工事実施要領」による				
	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
	●評価対象項目 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。					

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別		
4. 工事特性	Ⅰ 施工条件等への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応 ☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3. その他 Ⅰ 評点 ____点（上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点）	（1. について） 切土の土工量：20万m³以上、盛土の土工量：15万m³以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル（ツールド）の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m²以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m²/門以上、トンネル（開削工法）の開削深さ：20m以上、トンネル（NATM）の内空平均面積：100m²以上、トンネル（沈理工法）の内空平均面積：300m²以上、護岸の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m³以上、流路工の計画高水流量：500m³/s以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m³/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 （2. について） ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 （3. について） ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10. その他（_____） Ⅱ 評点 ____点（上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点）	（4. について） ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 （5. について） ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 （6. について） ・市街地での夜間工事。 ・D I D地区での工事。 （7. について） ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 （8. について） ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 （9. について） ・作業現場が広範囲に分布している工事。 （10. について） ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別		
4. 工事特性	Ⅰ 施工条件等への対応	Ⅲ 厳しい自然・地盤条件等への対応 ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 15. 条件明示の有無に係わらず、当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水が現地で確認される等の理由により、大幅な変更対応が必要となった工事 ☐ 16. その他（_____） Ⅲ 評点 ____点（上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点）	（11. について） - 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 - 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 - 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 （12. について） - 積雪・寒冷が特に厳しい地域で、雪氷の除去などへの対応が必要となった工事。 - 河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船を使用する工事。 - 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 （13. について） - 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 （14. について） - イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 （15. について） - 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、適切な設計変更「協議」を実施し、施工方法、工程等が評価できる工事 （16. について） - その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 - その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事 - その他、技術的に特殊な現場条件への対応が必要であった工事
		Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 17. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ☐ 除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 18. その他（_____） Ⅳ 評点 ____点（上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点）	
		Ⅴ 週休2日への取組み ☐ 19. 週休2日を確保する工程計画を立て、週休2日を実施した。（3点） ☐ 20. 週休2日を確保する工程計画を立て、完全週休2日を実施した。（3点） Ⅴ 評点 ____点（上記の対応事項の合計点を加点 最大6点）	（19. 20. について） - 用語の定義は長野県の「施工者希望型週休2日工事実施要領」による - 週休2日相当 19. で評価 - 完全週休2日 19. 20. で評価
	評 価	評点合計 ____ 点	合計が20点以上の場合は20点とする

※1 工事特性は、最大20点の加点とする。
※2 評価にあたっては主任監督員等の意見も参考に評価する。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a´	b	b´	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ Cより優れている	☐ 他の評価に該当しない
		●評価対象項目 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 週休2日を確保するために特筆すべき取り組みを行った。 （道路利用者・地域住民等への周知説明、下請会社等との調整） ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____） 判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、a´、b、b´、c評価を行う。 工事しゅん工書類の簡素化のため、必要以上の書類作成を理由に加点評価はしない。 簡素化の観点から、社会性等の実施状況の受付は、1工事につき7項目を上限とする。				

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目

7. 法令遵守等

法令遵守等の該当項目一覧表

措 置 内 容		措置点数
☐	1. 入札参加停止3ヶ月以上	－20点
☐	2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点
☐	3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点
☐	4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	－10点
☐	5. 文書注意相当	－8点
☐	6. 口頭注意相当	－5点
☐	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－3点
☐	8. その他	
☐	9.項目該当なし	

① 本考查項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。

② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。

④ 総合評価落札方式における価格以外の評価内容が、受注者の責により履行されなかった場合は、右表でチェックの上、原則として1項目の不履行につき3点の減点を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。

2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。

3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。

4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。

5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。

6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。

7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。

8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。

9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。

10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。

11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。

12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。

13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。

14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

総合評価落札方式における価格以外の評価内容で、受注者の責により履行されなかった項目

☐①（）

☐②（）

☐③（）

☐④（）

☐⑤（）

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 優れている 「評価対象項目」 ☐ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、出来形・品質確保のための記載があるとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。（使用材料、機器等の搬入後の管理が適切か） ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適切に整備していることが確認できる。 ☐ 一工程の施工の確認の報告が適切に行われていることが確認できる。（下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。） ☐ （品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。） ☐ 工事の関係書類及び資料の整理が良い。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・c	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている ☐ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 劣っている ☐ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値□を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値□を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値□を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値□を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		「評価対象項目」 □ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ その他（理由：_____）						
		【ばらつきの判断は別紙－４参照】 ①出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。 ※ばらつき評価ができない測定数１０点未満の場合は、右記『特別評価対象項目』により評価する。					『特別評価対象項目』（測定数10点未満の場合）の判断基準 評価対象項目の該当が3項目・・・b 評価対象項目の該当が2項目・・・b' 評価対象項目の該当が1項目・・・c	

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
	建築・機械・電気共通 ※上記欄によらず、当該欄で評価	☐ 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ☐ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。（工夫） ☐ 出来形の管理基準の整備が、結果が良好であることが確認できる。 ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 現場における出来形が良好で施工の制度が高い。 ☐ （解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が90%以上 ・・・a 評価値が80%以上90%未満 ・・・a' 評価値が70%以上80%未満 ・・・b 評価値が60%以上70%未満 ・・・b' 評価値が60%未満 ・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に該当があれば・・・d	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※上記項目に該当があれば・・・e
	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
上水道工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	I. 出来形	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
	「評価対象項目」 ☐ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ☐ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 ☐ 地下構造物周辺の出来形を写真撮影している。 ☐ 埋め戻しが適切に行われたことが確認できる記録が整備されている。 ☐ 土被りが確認できる記録され整理されている ☐ 弁類が適切に設置されている。 ☐ 表図のねじ機構による調整をしていない。 ☐ 埋設物標識杭が適切な位置に設置され、確認ができる。 ☐ ポリエチレンスリーブの施工が適切に行われている。 ☐ 舗装復旧において、既設舗装、表図との段差がなく、仕上がり状態が良い。 ☐ しゅん工図の提出前に自社チェックをした記録がある。 ☐ しゅん工図の記載事項に不注意ミスが無い。 ☐ しゅん工図の見栄えが良い。 ☐ その他（理由：_____）	●判断基準 評価値が90%以上 ・・・a 評価値が80%以上90%未満 ・・・a' 評価値が70%以上80%未満 ・・・b 評価値が60%以上70%未満 ・・・b' 評価値が60%未満 ・・・c ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に該当があれば・・・d	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※上記項目に該当があれば・・・e

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ☐ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
	舗装工事	「評価対象項目」 【路床・路盤工関係】 ☐ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☐ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） 【アスファルト舗装工関係】 ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ プラント出荷時、初期締固め前（現場到着時）、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☐ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） 【コンクリート舗装工関係】 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 ☐ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。					<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>			ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目		細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ☐ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																														
	法面工事		「評価対象項目」 【共通】 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法砕工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） ☐ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） 【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 ☐ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 ☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工し、層間にはく離が生じないように施工していることが確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 【現場打法砕工関係（プレキャスト法砕工含む）】 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 ☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 ☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 枠内に空隙が無いことが確認できる。 ☐ 層間にはく離が無いことが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。					<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>					ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																					

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 □	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 □																																	
	コンクリート構造物工事	「評価対象項目」 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 （寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。また、付着した場合は、除去されている。 □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ スーパーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 □ その他（理由：_____） ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。					<table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>					ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える																																					
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
							注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																		
Ⅱ. 品質		a	a'	b	b'	c	d	e																																	
	土工事（切土、盛土、堤防等工事）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 □	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 □																																	
		「評価対象項目」 □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 □ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 □ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 □ 法面に有害な亀裂が無い。 □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ その他（理由：_____） ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。					<table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>					ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える																																					
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
							注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																		

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	建築工事	「評価対象項目」 ☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 品質の確認結果が、わかりやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ （躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。） ☐ （内外仕上げ工事における施工に品質が、施工記録により確認でき、良好であることが確認できる。） ☐ （その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工に品質が、施工記録により確認でき、良好であることが確認できる。） ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 ※評価値が90%以上・・・・・・・・a ※評価値が80%以上90%未満・・・・a' ※評価値が70%以上80%未満・・・・b ※評価値が60%以上70%未満・・・・b' ※評価値が60%未満・・・・・・・・c ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						
	Ⅱ. 品質	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	機械設備・電気設備 工事共通	「評価対象項目」 ☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 品質の確認結果が、わかりやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工に品質が適切であり、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ （システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。） ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確でわかりやすい。 ☐ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 ※評価値が90%以上・・・・・・・・a ※評価値が80%以上90%未満・・・・a' ※評価値が70%以上80%未満・・・・b ※評価値が60%以上70%未満・・・・b' ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 維持工事 （清掃工、除草工、 付属物工、除雪、応 急処理等）	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	「評価対象項目」 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ） ●判断基準 ※該当項目が6項目以上・・・a ※該当項目が5項目・・・a' ※該当項目が4項目・・・b ※該当項目が3項目・・・b' ※該当項目が2項目以下・・・c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする							
	Ⅱ. 品質 修繕工事 （橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	「評価対象項目」 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ） ●判断基準 ※該当項目が6項目以上・・・a ※該当項目が5項目・・・a' ※該当項目が4項目・・・b ※該当項目が3項目・・・b' ※該当項目が2項目以下・・・c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする							

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	分別等が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	分別等が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	解体工事	「評価対象項目」 ☐ 施工計画書に定められた計画により管理されたことが確認できる。 ☐ 付着物の除去を積極的に行っている。 ☐ 解体資材の再資源化、又は、リユースや有価物化に積極的に取り組んでいる。 ☐ 中間処理施設等への搬出状況について、写真などで的確に確認できる。 ☐ 埋設物の撤去状況及び記録が適切である。 ☐ 工事場所周辺の家屋調査等の記録が整備されている。 ☐ 事前に解体物の材料についてアスベスト等の含有の有無の確認を行った記録が整備されている。 ☐ アスベスト含有建材の撤去にあたり必要な安全措置等が行われたことが確認できる記録が整備されている。 ☐ 騒音・振動・粉じん防止等の措置が適切に行われたことが確認できる記録が整備されている。 ☐ 特別管理産業廃棄物の現場保管が適切に行われていたことが確認できる。 ☐ 埋め戻し材の品質が確認できる帳票が整備されている。 ☐ 現場の目視可能な範囲に破片等が見受けられない。 ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ） ●判断基準 ※該当項目が90%以上・・・・・・・・a ※該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・a' ※該当項目が70%以上80%未満・・・・・・・・b ※該当項目が60%以上70%未満・・・・・・・・b' ※該当項目が60%未満・・・・・・・・c なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						☐ 特定建設資材の再資源化等が不備である。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。

③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 コンクリート2次製品工事 （L型、B○xU字溝、縁石ブロック、BF等）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった □ ため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった □ ため、検査員が修補指示を行った。																												
	「評価対象項目」 □ 施工基面が平滑に仕上げられている。 □ 根入れが図面通り実施されていることが確認できる。 □ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 □ 継目処理が適切に施工されている。 □ 製品に破損がなく適切に施工されている。 □ 構造物周辺の埋戻し、締め固め等の処理を適切に行っている。 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。								ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を超える																																
評価値	90%以上	a	a'	b	b																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
	60%未満	b'	c	c	c																															
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																		
	Ⅱ. 品質 下水道工事 （開削・推進シールド工）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった □ ため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった □ ため、検査員が修補指示を行った。																												
	「評価対象項目」 □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 □ 材料の品質規格証明書が整備され、仕様や形状等の確認を行っていることが確認できる。 □ 管渠工において、目立った蛇行やたるみがない。 □ 管渠工において、漏水の原因となるクラックや構造的に有害となるクラックがない。 □ 管渠において、管渠継手部及び管渠とマンホールの接合部の処理や仕上げが水密性を確保していることが確認できる。 □ 推進・シールド工において、滑材・裏込材の注入が十分に充填されていることが確認できる。 □ 推進・シールド工において、推進力、推進速度、排土量等の推進管理を実施していることが確認できる。 □ マンホールにおいて、漏水の原因となるクラックや構造的に有害となるクラックがない。 □ マンホールの連結部には、止水シール・止水ゴム等が適切に設置され、水密性を確保していることが確認できる。 □ マンホールのインパートにおいて、表面仕上げが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 施工に当たって、掘削（掘進）、土留、地下水排除処理等による周辺地盤等への影響調査を実施し施工していることが確認できる。 □ 埋戻工において、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 舗装工において、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。								ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
		50%以下	80%以下	80%を超える																																
評価値	90%以上	a	a'	b	b																															
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																															
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																															
	60%未満	b'	c	c	c																															
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																		

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ☐ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ☐																														
	塗装工事	「評価対象項目」 ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ケレンを入急に実施していることが確認できる。 ☐ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☐ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ その他（理由：_____） ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	
	Ⅱ. 品質	a	a'	b	b'	c	d	e																														
	トンネル工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ a ☐ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 ☐	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ☐																														
		「評価対象項目」 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 ☐ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 ☐ 金網の継ぎ目を15 cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15 cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 ☐ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 ☐ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎが同一線上で施工していないことが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
	基礎工事及び地盤改良工事	「評価対象項目」 【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】 □ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 □ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 □ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 □ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 □ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 □ その他（理由：_____） 【地盤改良関係】 □ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 □ その他（理由：_____） ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。					<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評																																			
	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
	コンクリート橋上部工事（PC及びRCを対象）	「評価対象項目」 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 □ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 □ その他（理由：_____） ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																			

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
	植栽工事	「評価対象項目」 □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 □ 樹木などに損傷、はちくすれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 □ 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 □ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 □ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 □ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 □ その他（理由：_____） ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。					<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><th rowspan="4">評 価 値</th><th>90%以上</th><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><th>75%以上90%未満</th><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><th>60%以上75%未満</th><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><th>60%未満</th><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>			ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
	Ⅱ. 品質	a	a'	b	b'	c	d	e																													
	防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ a □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
		「評価対象項目」 □ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 □ 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 □ ペイント式(常温式)区画線に使用するソナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ その他（理由：_____） ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。					<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><th rowspan="4">評 価 値</th><th>90%以上</th><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><th>75%以上90%未満</th><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><th>60%以上75%未満</th><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><th>60%未満</th><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>			ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
	区画整理工事	「評価対象項目」 □ 地区内の地表水及び地下水を排除し、ドライな状態で施工している。 □ 石礫、根株等の除去が適切に実施されている。 □ 表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により適切に施工されている。 □ 基盤整地仕上げ完了後に監督員等の段階確認検査を受けていることが確認できる □ 道路・水路・畦畔等の締め固めが適切に施工されている。 □ 構造物周辺の埋戻し、締め固めが適切に施工されている。 □ 道路・用排水路の縦断勾配、高さ等は、ほ場面標高等を考慮し適切に施工されている。 □ 盛土高さが大きい箇所、または水路埋立て箇所等沈下が予想される箇所については、入念に施工されている。 □ 土の変化率が加味された表土厚さが確保されている。 □ 敷砂利の厚さが確保されている。 □ 法面のとおりがよい。 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする									ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																			
	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
	暗渠排水工事・湧水処理工事	「評価対象項目」 □ 溝底部が凹凸蛇行のないよう施工されている。 □ 管路の接続が適正に施工されている。 □ 軟弱地盤等で暗渠排水工の効果が阻害される恐れがある箇所については、阻害防止の工夫がされている。 □ 掘削ならびに配管順序が適正であることが確認できる。 □ 吸水渠、集水渠等の埋設深管理が適切に施工されている。 □ 被覆材が管路を中心に適切に施工されている。 □ 水こう及び集水渠部等の埋戻しが入念に施工されている。 □ 埋め戻しにあたり基盤・表土面に不陸が生じていないことが確認できる。 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。									ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																			

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																																	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 □	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 □																																	
	客土工事	「評価対象項目」 □ 土取り場において、木根・石塊・草木片等を土取り場場内で除去し客土に混入させていない。 □ 土取り場において、土質の確認を行っている。 □ 過積載を行っていない。 □ ダンプトラックの安全管理を日々行っている。 □ ほ場内作業で、大きな土塊を砕いている。 □ ほ場内小運搬は、効率的に客土を分散し施工されている。 □ 客土の数均し等において、地表水などを適切に処理しドライな状態で施工している。 □ 土の変化率を加味した搬入管理が記録等で確認できる。 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。									ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える																																					
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				
	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 □	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 □																																	
	畑地かんがい工事	「評価対象項目」 □ 施工基面が平滑に仕上げられている。 □ 基礎材料の試験が事前に行われ、施工後の密度試験により適正な締固め度であることが確認できる。 □ 管の下端、側部の締固めが均等に実施されている。 □ 管材料は品質規格証明書が整備されている。 □ 接合作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 □ 接合面が適切な処理を行っていることが確認できる。 □ 接合器材の管理・取扱いが適切に行っていることが確認できる。 □ 接合結果が記録され確認できる。 □ 管布設状況の記録がなされ整理されている。 □ 付帯構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 □ 通水試験、気密試験等が立会いのもとで実施され記録が整理されている <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。									ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																				
		50%以下	80%以下	80%を超える																																					
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																				
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																				
	60%未満	b'	c	c	c																																				

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																														
	水管橋工事	「評価対象項目」 □ 埋戻しなどの土工事において、仕様書等で示す条件により締固めが行われている。 □ 護岸等の根入れが図面どおり実施されていることが確認できる。 □ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 □ 管の継ぎ目処理が適切に施工されている。 □ 材料の品質及び形状が設計図書等との整合性等が確認でき、証明書等が整備されている。 □ ボルト等の締め付けが適切におこなわれている。 □ 溶接部についてX線試験等により、適正な施工が確認できる。 □ メッキ、塗装の仕様が設計図書の通りであることが確認できる。 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値） ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。									ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	
	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																														
	ため池工事	「評価対象項目」 □ 基礎処理の施工が仕様書の規定に従い適切に施工されている。 □ 湧水が適切に処理されている。 □ 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施されている。 □ 気象条件及び周辺との環境を考慮した施工が確認できる。 □ 刃金土のまき出し、転圧時における含水比管理等の品質管理が適正に行われている。 □ 施工基面及びのり面が平滑に仕上げられている。 □ 盛土材の材料試験が事前に行われ、施工後の密度及び透水試験により適正な管理が行われている。 □ 取水施設や洪水吐など重要なコンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。 ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。									ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	

3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質

山腹緑化工事

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
□（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※【ばらつきの判断は別紙－4参照】

「評価対象項目」
□ のり頭の処理及び山腹工内の勾配管理が適切に行われている。
□ 丸太積土留工、柵工、筋工等の木製構造物は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。
□ 水路工、暗さよ工等は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。
□ 伏工は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。
□ 植栽木又は種子等は規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。
□ 緑化吹付工(植生基材吹付工、客土吹付工、種子吹付工)は、法面工事の調査項目に準じて施工されている。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

Ⅱ. 品質

鋼製枠工等の鋼構造物

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
□（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※【ばらつきの判断は別紙－4参照】

□ 資材の品質が、証明書類(ミルシート等)で確認できる。
□ 資材の保管が適切で製品に破損がなく、資材の組立が仕様どおり確実に行われている。
□ 部材の表面に傷、錆がない。発生した場合は、錆の除去及び上塗り塗装等の仕上げが丁寧にされている。
□ 中詰材は、天端、端部まで空隙がなく十分に詰められている。
□ ボルトの施工及びボルトの締め付けが適正に行われている。
□ 資材組立後の組立確認及びボルトの締め付けが、チェック表等により記録管理されている。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。

d品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

e品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

d品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

e品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。		
	護岸・根固・水制工事	「評価対象項目」 □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分に行っていることが確認できる。 □ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 □ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 □ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 □ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 □ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 □ その他（理由：_____） ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。					ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える ばらつきで判断不可能			注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。
	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b				
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'					
	60%以上75%未満	b	b'	c	c					
	60%未満	b'	c	c	c					
Ⅱ. 品質		a	a'	b	b'	c	d	e		
	銅橋工事（RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ a □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。		
		「評価対象項目」 【工場製作関係】 □ 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 □ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 □ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ その他（理由：_____） 【架設関係】 □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 □ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 □ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 □ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 □ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 □ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 □ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 □ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 □ その他（理由：_____）					①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。			注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b					
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'					
	60%以上75%未満	b	b'	c	c					
	60%未満	b'	c	c	c					

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目		細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ☐ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																														
	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）		「評価対象項目」 【共通】 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のパイプレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ☐ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 ☐ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い ☐ その他（理由：_____） 【砂防構造物工事に適用】 ☐ コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） 【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】 ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 ☐ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 ☐ 検尺については監督員の立会または指示により確認されている。 ☐ 地すべりの状況を確認し、掘削中の地盤構造、湧水等の記録が整備されている。 ☐ 保孔管が削孔全長に挿入されていることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____）																																				
			①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。					<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>					ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別		a	a'	b	b'	c	d	e																									
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 上記以外の工事 （情報ボックス、浚 渫工等）	<A>	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																									
			品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】																															
		「評価対象項目」 ☐ 理由：（ ☐ 理由：（ ☐ 理由：（ ☐ 理由：（ ☐ 理由：（ ☐ 理由：（ ☐ 理由：（ ☐ 理由：（																																
		●判断基準 <A>対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 e x）浚渫工、取壊し工等 ※該当項目が90%以上・・・・・・ a ※該当項目が80%以上90%未満・・・・ a' ※該当項目が70%以上80%未満・・・・ b ※該当項目が60%以上70%未満・・・・ b' ※該当項目が60%未満・・・・・・ c なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事 ①評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ②評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ③評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>								ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																													
		50%以下	80%以下	80%を超える																														
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																													
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																													
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																													
	60%未満	b'	c	c	c																													

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 合併工事 （同等の複数の工種があり、主たる工種の判断ができない場合）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの判断は別紙－4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																														
		主たる工種別に別紙－3③」～「別紙－3③18」の評定表を用い、それぞれの対象数、評価数を合計し、評価値を算出して下記により評定を行う。なお、主たる工種は4工種以内とする。																																				
		<table><tr><td></td><td>主たる工種</td><td>対象数 (ア)</td><td>評価数 (イ)</td></tr><tr><td>①</td><td>別表－3〇</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>②</td><td>別表－3〇</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>③</td><td>別表－3〇</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td>④</td><td>別表－3〇</td><td>()</td><td>()</td></tr><tr><td></td><td>合 計</td><td>()</td><td>()</td></tr></table> ※ 評価値 評価値 (%) = () 評価数 / () 対象評価項目数								主たる工種	対象数 (ア)	評価数 (イ)	①	別表－3〇	()	()	②	別表－3〇	()	()	③	別表－3〇	()	()	④	別表－3〇	()	()		合 計	()	()						
	主たる工種	対象数 (ア)	評価数 (イ)																																			
①	別表－3〇	()	()																																			
②	別表－3〇	()	()																																			
③	別表－3〇	()	()																																			
④	別表－3〇	()	()																																			
	合 計	()	()																																			
		●判断基準 ＜A＞対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 e x）浚渫工、取壊し工等 ※該当項目が90%以上・・・・・・・・a ※該当項目が80%以上90%未満・・・・a' ※該当項目が70%以上80%未満・・・・b ※該当項目が60%以上70%未満・・・・b' ※該当項目が60%未満・・・・・・・・c なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																				
		●判断基準 ＜B＞対象工事がばらつきによる評価が適切な工事 ①評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ②評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ③評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うもの																																				
		<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	上水道工事	「評価対象項目」 ☐ 監督員が実施する材料検査前に、自社検査が実施され記録が整理されている。 ☐ 材料検査で指摘事項がない。 ☐ 施工基面が平滑に仕上げられている。 ☐ 施工条件に適した方法で作業がおこなわれている。 ☐ 接合器材の管理・取扱が適切に行っていることが確認できる。 ☐ 接合結果が記録され、確認できる。 ☐ 管布設状況の記録がなされ、整理されている。 ☐ 切管の処理が適切に行われ、寸法値の確認ができる。 ☐ 構造物との離隔の写真が整備されている。 ☐ 給水管耐震継手の状況が写真等で確認ができる。 ☐ 付属構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 ☐ 保護砂の転圧状況が確認できる。 ☐ 埋戻しの転圧状況が確認できる。 ☐ アスファルトの温度管理を実施している。 ☐ 水圧試験用の機器が整備されており、円滑に水圧試験が実施できた。 ☐ 漏水が無く水圧試験が一回で合格した。 ☐ 埋設物の撤去状況及び記録がされている ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 ※評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a ※評価値が80%以上90%未満・・・・・・ a' ※評価値が70%以上80%未満・・・・・・ b ※評価値が60%以上70%未満・・・・・・ b' ※評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d
3. 工事全般	Ⅲ. 工事全般の評価	☐ 優れている。	☐ やや優れている。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ 劣っている。
	現場や書類の検査による他、監督員への聞き取りにより評価する。	「評価対象項目」 ☐ 出来ばえ（全体的に通りが良く、仕上げがきれいで美観が良い。）☐ 配置技術者の現場理解度及び技術力（現場の状況や工事内容について理解が深く、課題解決能力が顕著である。）☐ 現場代理人の対応（早めの報連相と積極的に工程調整する姿勢があり、現場調整能力が顕著である。）☐ 近隣住民への配慮（工事説明や周知回覧等が積極的で、住民に配慮した現場調整により、円滑な工事進捗を図った。）☐ 周辺環境への配慮（安全、防音、防塵、防汚対策等に積極的で、周辺環境への配慮が顕著であった。）☐ その他特筆すべき事項（ ）☐ その他特筆すべき事項（ ）☐ その他特筆すべき事項（ ）☐ その他特筆すべき事項（ ）			
		●判断基準 「評価対象項目」数 a b c d ----- -- 43210 54321 65432 76432			

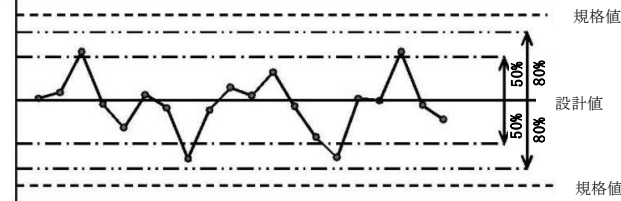
別紙-4 【記入方法及び留意事項】

1 出来型及び品質のばらつきの考え方

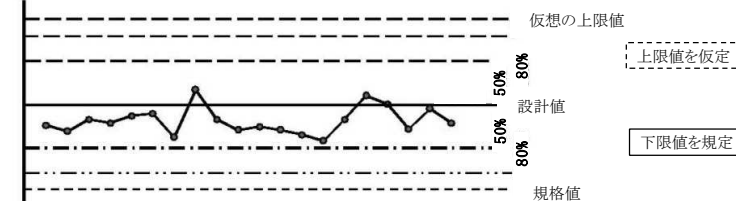
[管理図の場合]

①ばらつきが概ね50%以下と判断できる例 (上・下限値がある場合)

※規格値の50%以内に全打点数の8割以上が収まり、かつ、規格値の50%を越える測定値の最大(小)値が規格値の80%以内であれば「ばらつきが80%以下」と判断する。

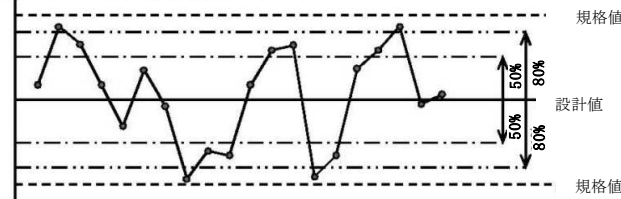


(下限値のみの場合)

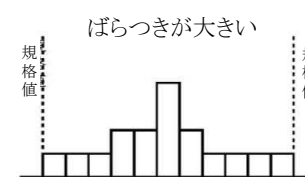
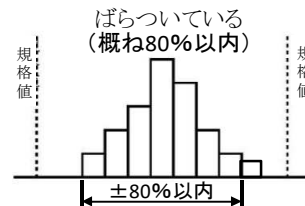
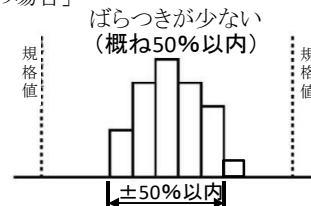


②ばらつきが概ね80%以下と判断できる例

※規格値の80%以内に全打点数の8割以上が収まり、かつ、規格値の80%を越える測定値の最大(小)値が規格値以内であれば「ばらつきが80%以下」と判断する。



[度数表またはヒストグラムの場合]



2. 多工種複合工事における品質、出来ばえ評価の工種選定について(検査員考査)

- (1) 主たる工種で評定する。主たる工種の中に測定項目がいくつかある場合、最もばらついているもので評価する。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 同等の複数の工種があり、主たる工種の判断ができない場合、品質の評定は「合併工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックの品質評価について

- (1) クラックが発生した構造物では「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針」に基づき、進行性または有害なクラックに該当するか否か調査する。
- (2) 「進行性または有害なクラックが発生し、発生したクラックに対しては専門技術者(有資格者)の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、C評価とする。
- (3) 「進行性または有害なクラックがある」場合で、無処理の場合は、状況に応じて、dまたはe評価とする。

※有害なクラックの目安は0.2mm程度とする。

(但し、鉄筋の腐食環境が厳しく、コンクリート構造物の耐久性に及ぼす有害性が大きい場合は0.1mm程度とし、また、防水性に及ぼす有害性が大きい場合は0.05mmとする。)
参考文献「日本コンクリート工学協会のひび割れ調査、補修・補強指針」

4. その他

- ・「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。